

# 北海道文化財保存活用大綱 概要

## 序章

### 1 大綱の目的

過疎化や人口減少、少子・高齢化など、文化財を取り巻く現状を踏まえ、本道による文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確にし、道内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤となるもの。

### 2 大綱の位置付け

文化財保護法第183条の2に基づき、本道における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方針を定め、市町村と一体となった取組を進めるとともに、北海道総合計画や北海道教育推進計画がめざす方向に向け取り組みます。

## 第1章 文化財の保存・活用に関する基本的な方針

### 1 基本理念

**文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産** ～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～

### 2 保存・活用方針【6つの柱】

★維持・管理体制の整備 ★後継者・指導者の育成 ★地域資源としての活用 ★道民の理解促進・積極的な公開  
★民間団体等との連携 ★文化財保護行政の推進力強化

## 第2章 文化財の保存・活用を図るための措置

身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかす」ため、市町村と連携し、文化財の把握や道指定の推進などに取り組みます。

#### 1 文化財の保存・活用に係る取組

第1章で記載した保存・活用方針の6つの柱に対する具体的な取組

#### 2 アイヌ民族に関わる文化財の保存・活用に係る取組

アイヌ民族に関わる文化財の調査や伝統文化の指導者の育成

#### 3 世界遺産(文化遺産)の登録と保存・活用の推進

北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録実現、保存・活用方針及び顕著な普遍的価値をもつ文化財に係る調査

#### 4 北海道が管理する文化財の保存・活用

道が管理する文化財の価値を発信し、歴史的な財産として有効活用するとともに、良好な状態での保存に向けた対策を推進

## 第3章 市町村への支援の方針

市町村は地域一体で文化財の保存・活用に取り組み、道教委はそうした市町村の支援に取り組みます。

#### 1 文化財の保存・活用に関する取組への支援

市町村の文化財の保存・活用が円滑に進むよう支援

#### 2 市町村が策定する文化財保存活用地域計画への支援

市町村の文化財保存活用地域計画の策定にあたっての指導・助言や国との連絡調整

#### 3 支援体制

市町村の文化財の保存・活用に関する施策に対する指導・助言や職員派遣

## 第4章 防災・災害発生時の対応

#### 1 防災のための取組方針

貴重な文化財を災害から守るため、防災に向け市町村と連携するとともに、所有者への耐震化の働きかけ

#### 2 災害発生時の対応方針

災害発生時における市町村、道の関係部局、民間団体等との情報共有と連携

#### 3 復旧に係る取組方針

復旧支援に向けた指導・助言や、被災地に専門家を派遣するなどの協力体制の構築

## 第5章 文化財の保存・活用の推進体制

道内の文化財の保存・活用を推進するため、道教委が中心となり、道の関係部局、道立諸機関、各市町村、北海道文化財保護審議会、民間団体等と連携を図ります。

### 《参考資料》

道内に所在する、国及び道指定(選定、登録)文化財一覧を記載